平成29年10月20日

企業会計基準委員会 御中

北海道ガス株式会社

「収益認識に関する会計基準(案)」等へのコメントの提出

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 7 月 20 日にホームページに公表されました、企業会計基準委員会様作成の公 開草案「収益認識に関する会計基準(案)」につきまして下記のとおりコメントを提出させて いただきますので、ご査収いただけます様よろしくお願いいたします。

弊社事業の特性を踏まえ、今後の検討におかれまして、ご配慮いただけます様どうぞよろ しくお願い申し上げます。

敬具

<「質問4:代替的な取扱いに関する質問」に対してのコメント>

(回答) 同意いたします。

(理由)

弊社は創業 100 年を超える都市ガス事業者で、北海道で札幌市・函館市・小樽市・千歳市・北見市等含め各地に、計 56 万件を超える需要家にガスを供給販売しております。

従来より、この56万件の全ての需要家を月末日時点で月のガス販売量を計測するのではなく、検針員が1件1件のお客さま宅を訪問して検針する性質上、月の中で分散して日々検針を行っており、検針日をベースとして売り上げを計上しております。ガス販売収益は、このような実務慣行が認められており、「検針日基準」で業務を行ってまいりました。

一方、今回の収益認識に係る会計基準(案)ではガスは、新基準案第35項(1)の要件に当てはまることから「一定の期間にわたり充足される履行義務」と整理されることとなれば、検針日から月末日までのガス売上を見積計上する必要が生じるか、全ての需要家を月末日1日で検針することが必要となり、人員・システム・費用等を鑑みると現実的には不可能な状況です。

また、ガス売上の見積り計上を実際に行う場合、ガス販売量に影響を与える気温・水温の変動幅が寒冷地である北海道では特に大きく、また入居者の移転に伴う事象や生活スタイルの変化、そしてガスの全面自由化による影響など、見積もり計上が極めて困難かつ不確実性の高いデータになってしまうことが懸念されます。

ガス供給契約に係る収益認識においては、このような不確実性の高いデータで会計値を 計上するよりも、従来通り正確なデータで計上出来る「検針日基準」を適用すべきである と考えます。是非、適用指針における「代替的な取扱い」として、私どものガス事業に検 針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

以上